

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和元年8月19日

竹内街道・横大路

～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～

活性化実行委員会会長

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

「竹内街道・横大路（大道）現地ガイドコンテンツ作成業務」

### (2) 業務の目的

本業務は、日本遺産に認定された「1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」のストーリーに関連付けられている構成文化財について、その地域の文化や歴史的背景等を含めた映像を作成し、現地を訪れた観光客がその映像情報をその場で入手し、観光に役立てられるよう、QRコードを活用した映像の作成と、その映像を現地で視聴できるツールを作成する業務である。また、本業務によって、現地を訪れた観光客が竹内街道・横大路（大道）への興味を深め、街道や街道沿線の周遊を促すことを目的としている。

### (3) 業務内容

現地を訪れた観光客が、当該日本遺産の構成文化財の説明等を、スマートフォン等を介してその場で受けられるよう、映像を使ったコンテンツを作成するものである。

※詳細については、5により配布する「竹内街道・横大路（大道）現地ガイドコンテンツ作成業務」仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (4) 委託料上限額

金3,250,000円（税抜き）

### (5) 業務の仕様等

5により配布する、仕様書に示すところによる。

### (6) 委託期間

契約締結日から令和2年3月13日まで。

## 2. 応募資格

この委託業務における委託事業者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。  
なお、責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県及び実行員会参加自治体のいずれかの自治体においても入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (4) 公告日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 奈良県における物品等購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による奈良県競争入札参加資格者名簿に営業種目「Q3①映画制作」で登録している者、又は、参加資格（営業種目）登録業務一覧表の団体ごとの営業種目で登録している者。（ただし、提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。）
- (13) 過去 5 年間（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までに完了した業務）に本件業務と類似の業務について元請実績を有する者であること。

### 3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2. 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。

- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

#### 4. プロポーザルの手順及び日程について

募集要項のとおり

#### 5. 関係書類の配布方法

令和元年8月19日（月）から同年9月2日（月）午後3時までの間に、インターネットの「竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会ホームページ」にて配布する。

#### 6. 手続等

##### (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒639-2197 奈良県葛城市長尾 85 番地（當麻庁舎）

葛城市産業観光部商工観光課 日本遺産事業推進事務局

TEL :0745-44-5111 FAX :0745-48-2302

Email : syoukou-kankou@city.katsuragi.lg.jp